第1章 日弁連の機構と弁護士会の財政状況

第1節 日弁連の機構

日弁連は自治組織として自律的に運営されている。以下は、2019年10月1日現在の機構図である。

会員
- 弁護士会（52会）
- 弁護士
- 弁護士法人
- 準会員
- 沖縄特別会員
- 外国特別会員（外国法事務弁護士）
- 外国法事務弁護士法人

議決機関
- 総会（日弁連の最高意思決定機関で、予算の議決・会則の制定・変更などの重要事項を審議する）
- 代議員会（副会長・理事・監事の選任などについて審議する）
- 常務理事会（各弁護士会の会則・会規などの事項について審議する）
- 理事会（日弁連の規則制定、総会議案、各種意見書などの事項について審議する）

役員
- 会長　1人（弁護士である会員により直接選挙　任期2年）
- 副会長　15人（任期1年）
- 理事　71人（任期1年）
- （常務理事）（理事の中から若干名の常務理事を互選する　任期1年　現在39人）
- 監事　5人（任期1年）

委員会
- 法定委員会　7
- 常置委員会　5
- 特別委員会　74

（1）弁護士法により設置を義務づけられた委員会
- 資格審査会
- 懲戒委員会
- 綱紀委員会
- 綱紀審査会

（2）外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法により設置を義務づけられた委員会
- 外国法事務弁護士登録審査会
- 外国法事務弁護士懲戒委員会
- 外国法事務弁護士綱紀委員会

会則により設けられた常置委員会
- 人権擁護委員会
- 弁護士推薦委員会
- 司法修習委員会
- 選挙管理委員会
- 司法制度調査会

理事会の議決により設けられた特別委員会
- 公害対策・環境保全委員会
- 刑事拘禁制度改革実現本部
- 消費者問題対策委員会
- 貧困問題対策本部
- 子どもの権利委員会
- 民事介入暴力対策委員会
- 両性の平等に関する委員会
- 日弁連公設事務所・法律相談センター
- 日弁連刑事弁護センター
- 国際交流委員会
- 刑事法制委員会
- 国際人権問題委員会

ほか多数

事務機構
- 事務総長　1人
- 事務次長　7人
- 一般職員　173人

総務部
- 総務課
- 情報システム・施設管理課
- 経理課
- 人事課

審査部
- 審査第一課
- 審査第二課
- 審査第三課

法制部
- 法制第一課
- 法制第二課

人権部
- 人権第一課
- 人権第二課

業務部
- 業務第一課
- 業務第二課
- 業務第三課

企画部
- 企画課
- 広報課
- 国際課

- 調査室（司法に関する調査研究を行う）〔嘱託弁護士9人〕
- 広報室（マスコミへの発信、ホームページの運営など広報活動を行う）〔嘱託弁護士5人〕
- 国際室（日弁連の国際活動に関する窓口となる業務を行う）〔嘱託弁護士8人〕
- 人権救済調査室（人権擁護委員会の人権救済活動のサポートを行う）〔嘱託弁護士6人〕
- 研修・業務支援室（日弁連総合研修センターが行う研修事業に関する支援等及び弁護士の業務分野に関する調査、研究等を行う）〔嘱託弁護士7人〕
- 日本司法支援センター対応室（日本司法支援センターについて日弁連として取り組むべき課題に関し、施策立案のための調査・研究、弁護士との連絡等を行う）〔嘱託弁護士5人〕
- 司法調査室（2016年1月1日に司法改革調査室、法曹養成対策室、情報統計室、立法対策室を統合して設置した。司法制度、法曹養成制度、各立法課題に関する調査、研究等を行うとともに、各種統計調査の収集分析、弁護士白書の編集刊行を行う）〔嘱託弁護士24人〕
- 刑事調査室（刑事司法制度及び刑事司法に係る立法課題に関する調査、研究及び資料の作成、本会会務等と関連する各種情報の収集及び分析、保存及び管理並びに提供を行う）〔嘱託弁護士7人〕
- 日弁連総合研修センター（日弁連が行う研修について企画・運営等の実務を行う）
- その他の弁護士職員17人〔綱紀委員会調査員6人、懲戒委員会調査員4人、事務総長付特別嘱託5人、綱紀審査会事務局長1人、綱紀審査会事務局員1人〕